

事務連絡
令和6年8月30日

各都道府県 社会保障・税番号制度担当部局 御中
各指定都市 社会保障・税番号制度担当部局 御中

総務省自治行政局住民制度課
マイナンバー制度支援室

コンビニ等におけるマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の
暗証番号の再設定サービスの開始について

令和4年の地方分権改革に関する提案募集において、コンビニエンスストア等のキオスク端末で、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の暗証番号の再設定を可能とするよう地方公共団体から要望があったことを踏まえ、全国のコンビニ等に設置されたキオスク端末で、当該暗証番号の再設定ができるようになりました。7月25日からイオングループの一部(498店舗)において、8月28日から全国のセブンイレブン(21,301店舗)で当該サービスが開始されています。

今後、その他のコンビニやキオスク端末設置施設においても順次サービスを拡大していく予定です。

なお、オンライン申請等に用いるマイナンバーカードの署名用電子証明書の暗証番号(6桁～16桁の英数字)については、既に、全国のコンビニ等(9社)でサービスを開始しています。

各都道府県におかれては内容を承知の上、域内の指定都市を除く市区町村に周知をお願いします。

記

1 本サービスの利用手順【別紙】

○ STEP 1 (コンビニ等に行く前の準備)

利用者は、スマートフォンに専用アプリをダウンロードし、アプリ内において、署名用電子証明書の暗証番号により本人確認を実施します。

○ STEP 2 (コンビニ等での手続)

STEP 1完了後24時間以内に、キオスク端末にて「行政サービスメニュー」を選択し、署名用電子証明書の暗証番号を入力します。その後、新たな利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁の数字)を入力し、マイナンバーカードへの書き込みが完了します。

2 その他

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第10号)による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第20号)の改正(令和6年5月27日施行)で、当該事務を市町村長が地方公共団体情報システム機構に行わせることができることとしています。

総務省 自治行政局 住民制度課

マイナンバー制度支援室

担 当：菊池課長補佐、井上係長、平間調査員

電 話：03-5253-5366

メール：juki@soumu.go.jp